

ロシアの難民政策 —難民法制を中心として—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠

【目次】

はじめに

I 法体系における難民の位置付け

- 1 国内における難民
- 2 国外からの難民

II 難民政策の実情

- 1 ソ連崩壊前後の状況
- 2 難民認定の厳格化に向けた動き
- 3 ウクライナ紛争による大量の一時避難の受け入れ

おわりに

翻訳：1993年2月19日連邦法第4528-1号「難民について」

はじめに

ロシアの難民法制は、当初、旧ソ連諸国民の受入れを想定したものであり、実質的には移民受入れ枠組みとして機能していた。一方、旧ソ連諸国以外の出身者に対しては、ほとんど門戸が開かれていなかった。

1990年代後半以降、ロシア政府が旧ソ連諸国出身者も含めて難民認定を厳格化した結果、難民の絶対数は大幅に減少した。ただし、難民の数自体は減る一方で、その内実には変化が見られる。前述のように、ロシアが受入れる難民は大多数が旧ソ連諸国民であったが、現在では旧ソ連諸国以外の出身者も難民として受入れるようになってきたことはその一例である。

一時避難の制度が設けられたことも変化の一端と言える。これは難民の要件は満たさないものの、人道上の理由から自国に留まることができない人々が一時的にロシア連邦の領域内に避難することを認める制度である。一時避難民は、難民のように手厚い援助は受けられない一方、難民に比べて審査が容易であることから、2014年以降のウクライナ紛争では大量の難民を受入れている。

以上のように、ロシアの難民政策は難民認定の厳格化を基調としつつも、補完的な制度によって一定の柔軟性も確保している。本稿では、こうしたロシアの難民政策の基礎となる2つの連邦法について、その主要な内容を概説する。また、後半では、具体的な難民の受入状況を含めた難民政策の実情について解説する。

併せて、国外からの難民受入れを規定した連邦法を訳出する。

I 法体系における難民の位置付け

1 国内における難民

(1) 国内難民の種類

ロシアの法体系における難民は、大きく二種類に分けることができる。

その第1は、1993年2月19日連邦法第4530-1号「不可抗力による移住者について」(以下「国内難民法」という。)⁽¹⁾が規定するものである。国内難民法第1条第1項の規定によると、同法は、人種、民族、信教、言語、所属する社会集団及び政治的信条等によって迫害を受けているロシア連邦市民を対象としており、このような条件にあてはまる者を「不可抗力による移住者」(以下「国内難民」という。)と規定している。具体的には、国内難民法第1条第2項により、以下の2つの状況にあるロシア国民が国内難民と規定されている。

- ① やむを得ず外国領内の居住場所を離脱し、ロシア連邦の領域内に到着したロシア連邦市民
- ② やむを得ずロシア連邦構成主体(州、共和国、連邦市、自治区等)内の居住場所を離脱し、別のロシア連邦構成主体に到着したロシア連邦市民

以上は、居住地がロシア連邦の領域内であるか領域外であるかを問わず、ロシア連邦の市民権を有する者を対象とした規定である。しかし、2015年12月29日以前の国内難民法では、以下の者についても国内難民の資格を認定する場合があると規定していた。

第1条第3項

ロシア連邦の領域内で合法的に常時生活している外国市民又は無国籍者のうち、第1条第1項に定める状況によってロシア連邦の領域内でやむを得ず居住地を移転した者

第1条第4項

旧ソビエト社会主義共和国連邦構成国の領域内で常時生活していた旧ソビエト社会主義共和国連邦市民であって、ロシア連邦において難民認定された後、ロシア連邦の市民権を取得しようとする者のうち、難民認定者であったときに存在していた事情のためにロシア連邦における生活に障害が出ている者

このうち、旧ソ連諸国の国民について規定していた第1条第4項の規定は若干複雑である。当初の国内難民法の規定では、旧ソ連諸国出身者のうち、第1条第1項の定める事情によってロシア連邦に到着し、ロシア連邦の市民権を取得しようとする者全般に国内難民認定の可能性があると規定されていた。つまり、旧ソ連諸国出身者ならばロシアの国内難民として扱うことをこの規定は可能とするものであった。

これはソ連崩壊前後に生じた地域紛争などの避難民を迅速に受入れるための規定であったが、政情の安定していたカザフスタンなどから国内難民扱いでロシアに入国した者も多く⁽²⁾、

(1) Закон РФ от 19.02.1993 N 4530-1. *О вынужденных переселенцах*. <https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_4339/> 以下、インターネット情報は2015年12月30日現在である。

(2) たとえば1997年時点で登録されていた99万8812人の難民のうち、カザフスタン出身者は22万2006人であった。Ж. Зайончковская. “Вынужденные мигранты из стран СНГ и Балтии,” *Информационный бюллетень Центра демографии и экологии человека. Институт народнохозяйственного прогнозирования РАН*, No.18, апрель 1997. (Zh. Зайончковская「CIS及びバルト諸国からの国内難民」『人口及び人間生態系情報紀要』(ロシア科学アカデミー国民経済予測研究所)18号, 1997.4 <<http://ecsocman.hse.ru/data/961/657/1231/006.ZAIONTCHKOVSKAIA.pdf>>)

実際には移民受入れのための枠組みとしても機能していたことが指摘される⁽³⁾。

しかし、1990年代半ばになると、ロシア政府が難民認定の厳格化へと方針転換したことでこの規定は改正され、上記の第1条第4項に規定された条件を満たす者だけが国内難民として認定されることとなった。

さらに2015年12月30日連邦法第467号『国内難民法』の改正について⁽⁴⁾により、上記の第1条第3項及び第4項は削除された。これにより、ロシア国内で生活している外国人及び旧ソ連諸国出身者を国内難民として扱う法的根拠は存在しなくなり、次節で紹介する国外からの難民として扱われることとなった。

まとめると、国内難民法には以下の図1に示す4種類の国内難民が想定されていたが、現在では第2項第1号及び第2号で規定するロシア国籍者だけが国内難民に認定される資格を有することになる。

図1 国内難民の種類

		国籍	移動			備考
			ロシア	旧ソ連諸国	その他の外国	
国内難民法第1条	第2項第1号	ロシア国籍	←	—	—	現在も有効
	第2項第2号	ロシア国籍	↔	—	—	現在も有効
	第3項	その他の外国籍	←	現在は失効
	第4項	旧ソ連国籍	←	現在は失効

(出典) 国内難民法を基に筆者作成。

(2) 国内難民の申請、審査、処遇及び失効

国内難民として認定されるためには、連邦移民庁に対して認定申請を行う。

連邦移民庁の各地方機関は自らの管轄区域内で提出された申請を本庁に転送する前に事前審査し、資格要件を満たしていると判断された者については、本審査の実施を行うことが適当であるとする所見を発出する。所見の対象となった申請者は、本審査が実施されるまでの期間中、見舞金（100ルーブル以上）、居住場所、食事及び医療支援等の提供を受けることができる（国内難民法第4条第1項）。

連邦移民庁本庁における審査の結果、国内難民として認定された者は、ロシア連邦内において居住地を自ら選択する権利を有する。ただし、自力で新たな居住地及び居住施設を用意できない者については、連邦移民庁が国内難民用一時移住センター又は国内難民用予備住宅を提供する（同法第6条第1項）。また、連邦移民庁は、新たな居住地の選定、新たな住宅への転居、連邦政府からの給付金の受給及び子の就学に対する支援などを行う（同法第7条第1項）。

国内難民としての資格が失効するのは、ロシア連邦の市民権を喪失した場合（同法第9条第1項）、ロシア連邦の領域外で永住するために出国した場合（同法第9条第2項第1号）及び国内難民と認定されてから5年が経過した場合（同第2号）である。また、虚偽の申請によって国内難民に認定されたことが判明した場合、連邦移民庁は当該の認定を取り消

(3) 旧社会主義圏の難民受入政策を研究したシェーヴェルによると、1990年半ばまでのロシア政府は旧ソ連以外の発展途上国からの難民受入れは拒絶する一方、旧ソ連諸国出身者の難民申請はほぼ自動的に受理していた。Oxana Shevel. *Migration, Refugee Policy, and State Building in Postcommunist Europe*; New York: Cambridge University Press, 2011, p.99.

(4) Федеральный закон от 30.12.2015 N 467-ФЗ. О внесении изменений в Закон Российской Федерации "О вынужденных переселенцах". <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_191534/3d0cac60971a511280cbba229d9b6329c07731f7/>

することができる（国内難民法第9条第3項）。

2 国外からの難民

(1) 難民の定義

第2に、ロシア国外からロシア連邦の領域内へと避難してくる難民（以下「難民」という。）については、1993年2月19日連邦法第4528-1号「難民について」（以下「難民法」という）⁽⁵⁾で規定されている。

難民法第1条第1項第1号では、難民は次のように定義されている。

難民とは、ロシア連邦市民でなく、人種、信教、国籍、民族及び特定の社会集団又は政治的信条への帰属を理由として迫害の被害者となりうる危険性が実際に存在する者のうち、自らが市民権を有する国家の領域外にあって、当該国家による庇護を受けることができず又は上記の危険性を理由として当該の庇護を受ける意思を有さないものをいう。また、特定の市民権を有さず、上記の事態の結果として、従来定住していた国家の領域外にある者のうち、当該国への帰還が不可能であるか又は上記の危険性を理由として帰還する意思がない場合も難民とする。

以上は1951年の「難民条約」第1条に定められた難民の定義に従ったものであり、国内難民法ともほぼ共通している。また、難民法第2条第2項では、経済的理由又は飢餓、伝染病若しくは自然及び人為的理由による非常事態の結果として自らの市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）を出国した場合は難民認定しないことが明記されている。

(2) 難民の申請、審査、処遇、登録及び失効

難民認定の手順は基本的に国内難民の場合と同一で、連邦移民局に対する認定申請を行い、地方機関における事前審査を経て本庁において本審査が実施される。ただし、その認定基準は国内難民よりも厳しく、審査の各段階において質問リストへの回答と面談による事情聴取が行われ、申告に関する事実関係が検証される（難民法第3条第3項）。

事前審査を通過した場合は、国内難民と同様に本審査実施に関する所見が発出される。この場合、申請者に対して暫定的な保護が提供される点も国内難民と同様であるが、対象が外国人であることから、通訳役務や内務省による護衛の提供などが規定されている点が国内難民法とは異なる（同法第6条第1項）。また、難民申請者及びその家族には健康診断が義務付けられ、その結果に基づいて医学的認証が行われるほか（同第2項）、連邦保安庁（FSB）が防諜上の理由から監視を行う（同法第17条第5項）。

難民認定された者には、ロシア連邦市民と同等の労働、社会的保護及び教育に関する権利が認められる（同法第8条第1項）。また、難民認定された者は、1年半に1回以上、連邦移民庁における登録を更新する義務を負う（同第2項）。

また、2012年11月12日連邦法第186号「難民法及び連邦法『ロシア連邦における外国市民の地位について』第8条の改正について」⁽⁶⁾により、難民には通行書類が発行される

(5) Федеральный закон от 19.02.1993 N 4528-1. *О беженцах*. <<http://base.garant.ru/10105682/>>

(6) Федеральный закон от 12.11.2012 N 186-ФЗ. *О внесении изменений в Федеральный закон "О беженцах" и статью 8 Федерального закона "О правовом положении иностранных граждан в Российской Федерации."* <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_137647/>

こととなった。通行書類はロシア連邦国内における身分証明書となるとともに、ロシア連邦以外の外国へ渡航する際のパスポートとしても使用することができる。また、通行書類の正本は書面であるが、通行書類を発行された者には顔写真と指紋の情報を記録した携帯用の電子媒体が交付される（同法第 8.1 条）。

難民資格は以下の場合に失効する（同法第 9 条第 1 項）。

- ① ロシア連邦の領域内における永住権を認める決定を受け、又はロシア連邦の市民権を取得した場合
- ② 自らの市民権が属する国家の保護を再び自発的に受けた場合
- ③ 市民権をはく奪されたものの、再び自発的に取得した場合
- ④ 外国の市民権を取得し、又は自らが新たに市民権を取得した国家の保護を受ける場合
- ⑤ この連邦法第 1 条第 1 項第 1 号に定める事情の結果として出国又は領域外における滞在を余儀なくされた国家に再度自発的に帰還する場合
- ⑥ この連邦法第 1 条第 1 項第 1 号に定める事情の結果として出国を余儀なくされた国家において当該の事情が存在しなくなり、当該の国家の保護を拒否する正当性が認められない場合
- ⑦ 明確な市民権を有さず、従来 of 定住場所に帰還することができ、当該の国家にこの連邦法第 1 条第 1 項第 1 号に定める事情が存在しなくなった場合

また、以下の場合には、連邦移民庁は難民認定を取り消す（同第 2 項）。

- ① ロシア連邦の領域内において犯罪を行ったとして裁判所から有罪判決を受け、刑が確定した場合
- ② 明らかに虚偽の申告を行った場合、難民認定の根拠として偽造書類を提示した場合又はこの連邦法の規定に関するその他の違反があった場合
- ③ 麻薬、向精神物質及びそれらの前駆物質並びにこれらを含む植物及び当該植物の一部の流通⁽⁷⁾に関する行政規則違反によって行政責任を問われた場合

難民資格の失効又は取消しに関する通告を受領した者及びその家族は、受領の日から 1 か月以内にロシア連邦の領域内から退去しなければならない（同法第 9 条第 5 項）。ただし、難民資格が失効又は取消しとなっても、自らが難民となった事情が出身国において継続している限り、当該国に対して強制送還されることはない（同法第 10 条第 1 項）。また、難民資格の失効又は取消しに関する通告を受領した者には、異議申立てを行う権利が認められる（同第 2 項）。

(3) 一時避難

このほかに難民法では、一時避難（временное убежище）の概念が規定されている。難民法第 12 条第 2 項の規定によると、一時避難の対象となるのは、以下の 2 つの場合である。

(7) 1998 年 1 月 8 日連邦法第 3 号「麻薬及び向精神物質について」第 1 条の規定によると、これらの薬物の「流通（оборот）」とは、栽培、製造、精製、保管、輸送、販売、配布その他を含む幅広い活動を指す。
Федеральный закон от 08.01.1998. N 3-ФЗ. О наркотических средствах и психотропных веществах. <<http://base.garant.ru/12107402/1/>>

- ① 難民認定を受ける根拠があるものの、ロシア連邦の領域内における一時避難の提供の可能性に関する請願のみを書面で届け出た場合
- ② この連邦法の規定する難民認定の根拠となる事情が存在しないものの、人道的見地からロシア連邦の領域外に立ち退かせること（強制移送すること）ができない場合

②については、難民条約の対象とならない飢餓等による避難民の受入れのほか、政治的な理由による亡命者の受入れを想定している。最近では、米国の国家機密を大量に暴露した元 NSA（国家安全保障局）職員のエドワード・スノーデン（Edward Snowden）氏に対してこの一時避難が適用された。ウクライナ紛争による大量の避難民も大部分は一時避難の枠組みで受け入れている（第Ⅱ章で後述する）。ただし、一時避難の場合には、国内難民や難民のように住宅その他の支援は規定されていない。

また、ロシア連邦政府は、ロシア連邦構成主体に対する難民の割当枠を毎年作成する（難民法第 14 条第 1 項）。ただし、緊急事態において大量の人がロシア連邦の領域内に流入し、難民申請又は一時避難申請を行った場合には、ロシア連邦政府がその収容場所と収容環境を臨時に決定することができる（同第 2 項）。

難民認定された者及びそれらの家族の受入、移動及び居住並びに一時避難者の受入れに関わる財政負担については、連邦政府が支出する。また、難民に対して、国内難民と同等の社会的権利及び保障を提供することに関わる財政負担については、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体がそれぞれの管轄範囲に応じて支出する（同法第 15 条第 1 項）。

II 難民政策の実情

1 ソ連崩壊前後の状況

ロシアにおいて大規模な国内難民が発生したのは、ソ連時代の 1980 年代末である。当時、ソ連構成国であるアルメニア、アゼルバイジャン、ウズベキスタン等では民族間紛争が発生しており、1990 年の時点で 7 万 1100 人が「一時的に定住場所を離脱した者」として登録されていた。これはソ連の一部を構成するロシア社会主義共和国内で登録された者のみの数であり、ソ連全体における国内難民はさらに多数に上ったと考えられる。

その後もソ連崩壊前後の混乱によって難民の数はさらに増加し、1991 年 9 月時点では、ロシア社会主義共和国内において 20 万 8400 人が「一時的に定住場所を離脱した者」となっていた⁽⁸⁾。このような急激な難民の増加に対応するために制定されたのが、第 1 章で取り上げた国内難民法及び難民法である。

国内難民法及び難民法が整備された後も、ロシアへの難民流入は続いた。ロシア国内では第 1 次チェチェン戦争が発生したほか、旧ソ連諸国でもアルメニアとアゼルバイジャンによるナゴルノ＝カラバフ紛争、タジキスタン内戦、グルジア内戦などの動乱が相次いでいたことが主な要因の 1 つである。

ただし、本稿第 I 章第 1 節で触れたように、政情の安定した国の出身者も多かったことから、実際には難民法の想定する事情によらない者（事実上の移民）も相当数存在したと

(8) この部分の記述は以下に拠った。Т.Н.Балашова. Конституционно-правовые проблемы формирования миграционной политики. Юридический центр пресс. 2011. (T.N. バラショワ『移民政策の形成における憲法及び法的問題』法律センター出版, 2011)

考えられる。表1に示すように、旧ソ連諸国からの難民の多くは、難民法ではなく、国内難民法の規定に基づいて外国からロシア領内へ移住してきた者であった。これも本稿第I章第1節で述べたように、施行された当初の国内難民法第1条第1節では、旧ソ連諸国の出身者も国内難民と認定することができるかと規定されていたためである。

このように、当時のロシア政府は、旧ソ連諸国の国民を国内難民として扱うことで、大量の移民を受け入れていた。

表1 旧ソ連諸国からロシアへの難民数の推移（単位：人）

	旧ソ連諸国からの移民 (注1)	国内難民及び難民		
		①国内難民(注2)	②難民	①+②合計
1992年	925,730	—	—	138,281
1993年	922,890	—	—	238,777
1994年	1,146,350	146,007	85,397	231,404
1995年	841,500	190,680	46,371	237,051
1996年	631,170	132,420	19,807	152,227
1997年	582,830	109,982	6,997	116,979
1998年	494,820	103,714	424	104,138
1999年	366,660	64,653	100	64,753
2000年	350,290	49,174	111	49,285
2001年	186,230	37,366	10	37,376
2002年	177,310	19,250	5	19,255
2003年	121,550	4,254	24	4,278
2004年	111,980	2,726	96	2,822
2005年	170,116	509	2	511
2006年	179,140	259	8	267
2007年	275,800	162	75	237
2008年	271,620	184	67	251
2009年	270,600	174	68	242

(出典) Oxana Shevel. *Migration, Refugee Policy, and State Building in Postcommunist Europe*. Cambridge University Press, 2011, p.102. を基に筆者作成

(注1) 難民を含まない正規の移民の数を示す。

(注2) 国内難民のうち、国内難民法第1条第4項の規定に基づいてロシア連邦の領域外から到着した者の数を示す。

2 難民認定の厳格化に向けた動き

しかし、大量の国内難民及び難民は、ロシア国内に不安定状況を引き起こした。言語や習慣の異なる外国人が大量に移住してくることへの不安に加え、同じロシア国民であっても大規模な人口移動が急激に発生したことで社会インフラの不足などの問題が発生したためである⁽⁹⁾。これに反発する連邦構成主体の中には、難民に対する課税を強化するなど差別的な待遇を採用する場合も見られるようになった。

(9) Владимир Мукомель. *Убежище, беженцы и внутренние перемещенные лица в России: вызовы социальной сплоченности*. Консорциум прикладных исследований по международной миграции. Сентябрь, 2013. (ウラジミール・ムコーメリ『ロシアにおける避難、難民、人の移住：社会的同質性の挑戦』国際的移民研究コンソーシアム, 2013) <http://www.carim-east.eu/media/exno/Explanatory%20Note_2013-116.pdf>

対外的にも、ロシアの難民政策は旧ソ連諸国民を優遇しすぎているなどとして国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等からは是正を求められるようになった。

このような状況下で、1990年代後半以降、ロシアの難民政策には2つの方向で変化が見られた。

その第1は国内難民も含めた難民認定の厳格化である。表1に示すように、1993年から1995年にかけてほぼ23万人程度で推移していた旧ソ連諸国からの難民認定者数（国内難民を含む）は、1996年以降、大幅な減少傾向に転じるようになった。また、1997年には難民法が大幅に改正され⁽¹⁰⁾、難民認定される期間が原則として3年間に制限された。そして、これ以上の期間については連邦移民庁による難民資格の再認定が義務付けられた結果、1998年だけで30万人が難民認定を取り消されることとなった。

国内難民についても、1995年12月20日の法改正⁽¹¹⁾によって認定基準が厳格化された。この改正により、旧ソ連諸国出身者であっても、一度は難民認定を受けた者でなければ国内難民とは認定されなくなった。

第2に、旧ソ連諸国以外の出身者の取扱いに若干の改善が見られるようになった。難民認定が厳格化されたことで、難民認定される者の絶対数自体は減少傾向となったものの、その中で旧ソ連諸国以外の出身者が占める割合は以前よりも増加するようになったのである。従来は難民認定者の99%以上が旧ソ連諸国出身者であったのに対し、1999年には、旧ソ連諸国の出身者に対する難民認定数がそれ以外の出身者に対する難民認定数を下回った⁽¹²⁾。表2に示すように、近年では、旧ソ連諸国以外の出身者が旧ソ連諸国出身者を上回るケースが常態化している。

表2 旧ソ連諸国出身者及び発展途上国出身者に対する難民認定者数の推移（単位：人）

	難民認定者の総数	旧ソ連諸国出身者	発展途上国の出身者
1994年	85,430	85,397	33
1995年	46,423	46,371	52
1996年	19,885	19,807	78
1997年	7,116	6,997	119
1998年	554	424	130
1999年	304	100	204
2000年	280	111	169
2001年	137	10	127
2002年	45	5	40
2003年	50	24	26
2004年	122	96	26
2005年	21	2	19
2006年	41	8	33
2007年	140	75	65
2008年	350	67	283
2009年	195	68	127

（出典）Oxana Shevel. *Migration, Refugee Policy, and State Building in Postcommunist Europe*. Cambridge University Press, 2011, p.106. より筆者作成

(10) Федеральный закон от 28.06.1997.N 95-ФЗ. *О внесении изменений и дополнений в Закон Российской Федерации "О беженцах."* (<http://base.garant.ru/165364/>)

(11) Федеральный закон от 20.12.1995.N 202-ФЗ. *О внесении изменений и дополнений в Закон Российской Федерации "О вынужденных переселенцах"* (<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102038785&rdk=&backlink=1>)

(12) Shevel, *op.cit.*(3), p.106.

また、前述した 1997 年の法改正によって「一時避難」の概念が導入され、厳密な難民審査を受けなくても外国人がロシア連邦領内に臨時に避難することが認められるようになった。後にアフガニスタン情勢が不安定化すると、ロシアは 2001 年から 2004 年に掛けて 1,700 人以上のアフガニスタン国民を一時避難の枠組みで受け入れた⁽¹³⁾。

3 ウクライナ紛争による大量の一時避難の受け入れ

さらに 2011 年にシリア内戦、2014 年にウクライナ紛争が発生すると、ロシアへの難民及び一時避難は大幅に増加した（表 3）。ことにウクライナ紛争では一時的に 25 万人以上がロシア領内に一時避難している（2014 年）。

表 3 ロシアにおける難民及び一時避難民の推移（単位：人）

	申請者数		認定者数		登録者数	
	難民	一時避難	難民	一時避難	難民	一時避難
2011 年	1,265	1,027	114	648	800	3,036
2012 年	1,243	1,078	94	656	763	2,415
2013 年	1,967	2,738	40	1,648	632	2,826
2014 年	6,980	267,764	254	250,064	790	234,988
2015 年※	1,079	131,197	96	130,297	795	329,920

※ 2015 年については 9 月 30 日時点までのデータである。

（出典）連邦移民庁の難民統計（*Предоставление убежища в Российской Федерации*. 〈http://www.fms.gov.ru/fms/activity/stats/Statistics/Predostavlenie_ubezhishha_v_Rossijskoj〉）各年度版を基に筆者作成。

一時避難の認定基準は難民法第 12 条により「難民認定の根拠となる事情が存在しないものの、人道的見地からロシア連邦の領域外に立ち退かせること（強制移送すること）ができない場合」と規定されていることから、難民に比べて認定を受けることが容易である。実際、2014 年にはウクライナ紛争の勃発という非常事態であったこともあり、26 万 7764 人の申請者のうち、93% に相当する 25 万 64 人が一時避難の認定を受けた。難民や一時避難ではなく、自主的な国外移住の形態でロシアに移住したウクライナ国民まで含めた場合、ロシア連邦内に滞在しているウクライナ国民の数は 2015 年 12 月の時点で 260 万人にのぼる（うち、110 万人が紛争地域からの移住者）⁽¹⁴⁾。

ただし、難民の場合とは異なり、一時避難者に対しては住宅、医療、教育などに対するロシア政府の支援義務が明記されていない。一時避難者に対する支援の細則を規定しているのは 2001 年の政令第 274 号「ロシア連邦領内における外国市民に対する一時避難の提供について」⁽¹⁵⁾ であるが、ここでも一時避難民の権利は「賃貸住宅に居住すること」及び「ロシア連邦の領域外に出る際の協力を受けること」しか規定されていない。また、一時避難が認められる期間は 1 年間とされている。

たとえば 2015 年 12 月に国营通信社『RIA ノーヴォスチ』が報じたところによると、同時点でロシア国内に連邦移民庁が開設していた一時居住場所は 256 か所であり、入居できたのは 1 万 360 人であった（うち 3,290 人が未成年）⁽¹⁶⁾。上記の一時避難者の数と比較すると、

(13) *ibid.*; p.118.

(14) “Кабмин России продлил на год оказание медпомощи переселенцам с Украины,” *РИА Новости*.（「ロシア閣僚会議はウクライナからの移住者に対する医療支援を 1 年間延長した」『RIA ノーヴォスチ』）2015.12.28.

(15) Постановление правительства Российской Федерации от 09.04.2001. N 274. *О предоставлении временного убежища на территории Российской Федерации*. 〈http://www.fms.gov.ru/upload/site1/document_file/r8mM24rCLn.pdf〉

(16) *РИА Новости*. 2015.12.28.

避難先の提供を受けることができたのは全体の一部であることが読み取れる。医療支援も実施されてはいるものの、2016年度の連邦予算法で規定されたウクライナからの一時避難者向け医療支援予算は9億7830万ルーブル（約18億5877万円）⁽¹⁷⁾に過ぎず、一時避難者の数を考えると十分な額とは言えない。

おわりに

ロシアにおける難民法制の大きな特徴は、旧ソ連出身者を含む国内難民と、それ以外の国・地域からの難民を個別の法律で規定し、区別している点にある。国内難民に関する法制は当初、旧ソ連諸国からの移民受入れのために拡大解釈され、ピークとなった1995年には19万人以上が難民の資格でロシアに入国した。

しかし、膨大な移民の流入による社会的摩擦や、旧ソ連諸国以外の出身者に対する差別的な待遇に対する国際的な非難を受けて、ロシア政府は1990年代後半以降、国内難民についても一般の難民についても厳しい制限を課すようになった。2000年代後半以降の難民認定者数は100人から数百人程度となり、これが2010年代に入ると100人以下にまで減少した。

2014年以降のウクライナ紛争は、こうしたロシアの難民政策に一定の変化をもたらした。紛争地域となったウクライナのドンバス地方はロシアと直接に国境を接し、ロシア系住民も多く、ロシアとは言語、文化、宗教、経済その他の関係が深いことから、大量のウクライナ国民がロシア領内に避難した。しかし、ロシア政府がこれらの避難民を国内難民としては扱わず、あくまでも一時避難の枠組みで受け入れたことは1990年代前半との大きな相違であると言える。第2章の表2に示したように、ロシアへの一時避難者はウクライナ紛争勃発後に激増しているものの、難民認定者数の増加率はこれに比べてはるかに低い。

この点から考えれば、旧ソ連諸国からの難民を含めて難民受入れを厳格化するという1990年代後半以降の基本方針には大きな変更はなく、激増した一時避難者についても、ウクライナ紛争の鎮静化に伴って減少傾向を辿ると考えられよう。

（こいずみ ゆう）

(17) 1ルーブル=約1.9円（2015年12月分報告省令レート）として計算した。

1993年2月19日連邦法第4528-1号「難民について」

Федеральный закон от 19.02.1993 N 4528-1 "О беженцах"

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠訳

【目次】

- 第1条 基礎的定義
- 第2条 この連邦法の適用範囲
- 第3条 難民認定
- 第4条 難民申請者の取扱い及び申請の事前審査
- 第5条 本審査を却下する際の根拠
- 第6条 所見の交付を受けた者の権利及び義務
- 第7条 本審査
- 第8条 難民認定された者の権利及び義務
- 第8.1条 通行書類
- 第9条 難民資格の失効及び難民資格の取消し
- 第10条 人権の保障
- 第11条 一時移住用予備住宅
- 第12条 外国市民又は無国籍者に対する一時避難の提供
- 第13条 ロシア連邦の領域外への退去処分（強制移送）
- 第14条 ロシア連邦構成主体への人の割当て及びロシア連邦の領域に大量の人が緊急に到着した際の受入れ
- 第15条 人の受入れ、移動及び居住並びにロシア連邦の領域外への退去処分（強制移送）に関する費用の財政手当
- 第16条 2004年8月22日連邦法第122号により削除
- 第17条 この連邦法の実施に関する連邦政府の行政機関及びその地方機関の権限
- 第18条 難民問題に関する国際協力
- 第19条 この連邦法に違反した場合の責任

この連邦法は、ロシア連邦の領域内において難民認定を行う際の根拠及び手順並びにロシア憲法、国際慣習法、国際法及びロシア連邦が締結した国際条約に基づく難民の権利及び法的利益を保護するための経済的、社会的及び法的保護について規定する。

難民に関するロシア連邦の法制度は、この連邦法及び関連する他の連邦法、ロシア連邦の法規範的アクト⁽¹⁾並びにロシア連邦構成主体の法律及び法規範的アクトによって構成される。

(1) ロシア法においては、「規範的アクト（*нормативный акт*）」すなわち一定範囲の不特定多数の主体に適用され、通常長期にわたって効力を維持することが想定された一般的規範を含むものと、非規範的アクト（*ненормативный акт*）」すなわち個別的処分行為で、処分が終われば基本的には意義を失うものが区別される（小森田秋夫「ロシア法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004、p.260）。「法規範的アクト（*нормативный правовой акт*）」とは、規範的アクトの中でも、立法機関によって採択された憲法、連邦法、法典、大統領令、政令などを指す（*Большой юридический словарь*. 2003. 〈<http://dic.academic.ru/dic.nsf/lower/16496>〉）。インターネット情報は2016年1月22日現在である。

第1条 基礎的定義

1 この連邦法では、基礎的な定義を次のように用いる。

- (1) 難民とは、ロシア連邦市民でなく、人種、信教、国籍、民族及び特定の社会集団又は政治的信条への帰属を理由として迫害の被害者となりうる危険性が実際に存在する者のうち、自らが市民権を有する国家の領域外にあって、当該国による庇護を受けることができず又は上記の危険性を理由として当該庇護を受ける意思を有さない者をいう。また、特定の市民権を有さず、上記の事態の結果として、従来定住していた国家の領域外にある者のうち、当該国への帰還が不可能であるか又は上記の危険性を理由として帰還する意思がない場合も難民とする。
- (2) 難民申請者とは、ロシア連邦市民でなく、この条第1項に規定する事情によって難民として認定される意思を表明している者のうち、以下に該当する者をいう。
 - ・ロシア連邦の領域内に入国し、又は入国する意思を有する外国市民
 - ・ロシア連邦の領域内に入国し、又は入国する意思を有する無国籍者
 - ・合法的にロシア連邦の領域内に滞在している外国市民及び（又は）無国籍者
- (3) 一時避難とは、外国市民及び無国籍者が、この連邦法第12条、その他の連邦法及びロシア連邦の法規範的アクトに従い、一時的にロシア連邦の領域内に滞在できることをいう。
- (4) 一時収容場所とは、難民申請者及びその家族が一時的に滞在するための場所をいい、ロシア連邦国境の検問所付近に設置される。

難民申請者一時滞在センターとは、難民申請者及びその家族が一時的に滞在するための場所をいう。

難民申請者一時移住用予備住宅（以下「一時移住用予備住宅」という。）とは、難民申請者及びその家族に提供される住宅施設の集合体をいう。

第2条 この連邦法の適用範囲

1 この連邦法の規定は、以下の者については適用されない。

- (1) 平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪に関して、国際法において対応が求められると規定されている行為を行ったと推定するに十分な根拠を有する者
- (2) 難民申請者としてロシア連邦の領域内への入域が認められる以前にロシア連邦の領域外において政治的性質を有さない重大犯罪を行った者
- (3) 国際連合の目的及び理念に反する行為を行い、有罪と認定された者
- (4) それまで居住していた国における管轄政府機関が当該国の市民権に関する権利及び義務を認定している者
- (5) 現時点で他の機関又は国連難民高等弁務官事務所を除く国際連合の組織による保護及び（又は）援助を受けている者

2 この連邦法は、経済的理由又は飢餓、伝染病若しくは自然及び人為的理由による非常事態の結果として自らの市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）を出国した外国市民及び無国籍者には適用されない。

第3条 難民認定

1 難民は、この連邦法の定める手続に基づいて認定される。

2 難民認定の審査は以下のとおり実施する。

- (1) 難民申請を伴う請願（以下「申請」という。）
- (2) 申請の事前審査

- (3) 申請の本審査実施に関する所見（以下、「所見」という。）の発出又は申請の本審査実施の却下に関する決定
 - (4) 所見又は申請の本審査実施を却下する決定に関する通告の発出
 - (5) 申請の本審査
 - (6) 難民認定又は難民認定の却下に関する決定
 - (7) 難民認定証明書又は難民認定を却下する決定に関する通告の発出
- 3 所見の発出若しくは難民認定に関する決定又は申請の本審査実施の却下若しくは難民認定の却下に関する決定は、申請に至った原因及び事情に関する全面的な調査の後、本人との個人面談に基づいて作成された質問リストへの回答、本人及びその家族に関する申告の信憑性の検証並びにロシア連邦の領域内に到着した際の事情及びロシア連邦の領域内に滞在する根拠の検証の結果に立脚して行う。当該者に関する事実関係の正確性を期すため、追加の面談を行うことも認められる。
- ロシア連邦の領域内に滞在して難民認定を申請中の者は、ロシア連邦の法令に従い、国家指紋登録義務を含む個人特定手続を申請地において行う。
- 4 単一の家族に属する18歳以上の者については、この連邦法第1条第1項第1号の規定する事情に基づいて個別に難民認定を行う。
- 家族の中にこの連邦法第1条第1項第1号の規定する事情が存在しない18歳以上の構成員が存在する場合は、家族の再統合を確保するため、当該者についても本人の同意の下で難民認定する。
- 5 両親又は保護者が同伴せずロシア連邦の領域内に到着した18歳未満の者に関する難民認定又はロシア連邦の領域内における他の法的地位の認定は、当該者の両親又は保護者に関する情報を入手した後、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに基づき、当該者の利益を考慮して実施する。
- 6 難民認定された者が子を出産した場合、当該子の法的地位は、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに基づいて規定される。
- 7 難民申請を行う意思を持ってロシア連邦の領域内に到着し、当事者能力がないと認定された者の法的地位は、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに基づいて規定される。

第4条 難民申請者の取扱い及び申請の事前審査

- 1 難民認定を受ける意思を表明した18歳以上の者は、自ら又は代理人を通じて書面による請願を以下に掲げる方法で行う。
- (1) 当該者がロシア連邦の領域内に到着していない場合は、自らの市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）の領域外にあるロシア連邦の外交代表機関又は領事部（以下「外交代表機関又は領事部」という。）に対して請願を行う。
 - (2) 当該者がロシア連邦法又はロシア連邦が批准した国際条約に基づいてロシア連邦の国境を通過する場合は、ロシア連邦の国境検問所において、連邦保安庁の国境警備機関（以下「国境警備機関」という。）に対して請願を行う。
健康状態によって自ら請願を行うことができない者については、代理人を通じて申請及び関連の医学的書類を提出する。
 - (3) やむを得ない事情により、ロシア連邦の国境検問所又はそれ以外の地点において不法にロシア連邦の国境を通過した場合は、国境警備機関、内務に関するロシア連邦の

行政機関⁽²⁾の地方機関又は移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関⁽³⁾の地方機関に対して、当該者がロシア連邦の国境を越えてから1日以内に請願を行う。

当該者に抗いがたい事情が存在し、直ちに申請を行うことができない場合については、申請までの期間は1日を超えることができる。ただし、当該事情が発生している期間を過ぎてはならない。

(4) 当該者が合法的にロシア連邦の領域内に滞在している場合は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に対して請願を行う。

- 1.1 この条第1項に規定する申請は、電子的文書の形式で提出することはできない。
- 2 当該者に同伴する18歳未満の家族の構成員に関する情報は、両親のいずれかの申請に記載し、両親が不在の場合は、後見人又は18歳以上の家族の構成員のうち、18歳未満の家族の構成員の行動、教育及び養育に責任を持つことに同意した者の申請に記載する。
- 3 当該者がロシア連邦の国境警備機関の検問所で提出した申請は、当該機関が所定の手順に従い、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に対して、提出から3業務日以内に転送する。
- 4 当該者がやむを得ない事情により、不法にロシア連邦の国境を通過した場合、国境警備機関又は内務に関するロシア連邦の行政機関の地方機関に提出した申請は、当該機関が所定の手順に従い、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に対して、提出から3業務日以内に転送する。
- 5 申請の事前審査は、以下の手順に基づいて実施する。
- (1) ロシア連邦の領域外に滞在する者の申請は、外交代表機関又は領事部が申請の受領から1か月以内に事前審査を行う。
- (2) ロシア連邦の国境の国境検問所又はロシア連邦の領域内に滞在する者の申請は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関が申請の受領から5業務日以内に事前審査を行う。
- 6 所見の発出に関する決定は、申請が提出された場所の外交代表機関又は領事部若しくは移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関が行う。

申請の事前審査に関する所見及び資料の発出に関する外交代表機関又は領事部の決定は、所見の発出及び申請の本審査を行うために移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関に5業務日以内に送付される。

所見の発出は、当該者及びその家族に対してこの連邦法第6条に定める権利及び義務を当該者の法的な地位に矛盾しない範囲で認める根拠となる。

- 7 所見の発出に関する決定を行う際、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は、当該者及びその家族の個人情報を登録し、決定から5業務日以内に当該者に対して所定の形式による所見を手交又は送付する。

所見は、難民申請者の本人確認書類となる。

当該者の18歳未満の家族の構成員に関する情報は、両親のいずれかの所見に記載し、両親が不在の場合は、後見人又は18歳以上の家族の構成員のうち、18歳未満の家族の

(2) ロシア連邦内務省を指す。

(3) ロシア連邦移民庁を指す。

構成員の行動、教育及び養育に責任を持つことに同意した者の所見に記載する。

両親又は後見人を伴わずにロシア連邦の領域内に到着した18歳未満の難民申請者については、ロシア連邦の領域内において他の法的地位にある場合を除き、所見を手交する。

所見は、難民申請者及びその家族の本審査の期間中、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関に所定の手順に基づいて登録される際の根拠となる。

また、所見は、難民申請者及びその家族が難民申請者一時居住センターに入居する際の根拠ともなる。

所見の記入欄、書式、交付及び回収に関する手順は、権限を有する連邦政府の行政機関が規定する。

所見は電子的文書の形式では交付しない。

- 8 ロシア連邦の領域内に滞在する者は、所見を受領する際、自らの本人確認書類となるパスポート及び（又は）その他の文書は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に引き渡し、当該機関が本審査の期間中、これを保管する。

第5条 本審査を却下する際の根拠

- 1 申請に対する本審査を却下する際の根拠は以下のとおりである。
- (1) 当該者がロシア連邦の領域内で刑事犯罪を行い、起訴された場合
 - (2) 当該者が、この連邦法で定める事情に該当しないとして難民認定を却下されたことが以前にあり、却下通知を受領した日から新たな申請を提出する日までの間に、当該者の市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）の情勢に変化がない場合
 - (3) 当該者が、1951年の難民の地位に関する条約及び（又は）1967年の難民の地位に関する協定を批准したいずれかの政府から妥当な理由で難民認定を却下されたことが以前にあり、当該国の難民認定に関する法規範がロシア連邦の法令と矛盾しない場合
 - (4) 当該者が第三国の国籍を有し、この連邦法第1条第1項第1号の規定する事情によって当該国で過酷な迫害を受けるおそれがない限りにおいて、当該国の保護を受けることができる場合又は第三国の領域内に合法的に滞在できる場合
 - (5) 当該者が難民認定を受けることができる可能性がある外国の領域内から到着した場合
 - (6) 当該者が自らの市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）をこの連邦法第1条第1項第1号の規定する事情によらずに出国した場合及び不法な出国又はその他の法令違反の罪に問われる可能性があることを理由として自らの市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）に帰国することを希望しない場合
 - (7) 当該者が難民認定を申請する意思を持ってやむを得ない事情により不法にロシア連邦の国境を通過し、この連邦法第4条第1項第3号の定める手続に基づいて難民申請を行わなかった場合
 - (8) 当該者が自らに関する情報及び（又は）ロシア連邦の領域に到着した際の事情について明らかにすることを拒否した場合
 - (9) 当該者がロシア連邦市民の配偶者であり、ロシア連邦の法令によってロシア連邦の領域内で永住権を得ることが可能である場合
 - (10) 当該者が既にロシア連邦の領域内で永住権を得ている場合
- 2 ロシア連邦の領域外で難民認定を申請した者に対する本審査が却下された場合、移民

の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関は、本審査の却下に関する決定を5業務日以内に外交代表機関又は領事部に送付する。

難民認定を申請した者に対する本審査がこの条第1項の規定する事情に関連して却下された場合、申請が提出された場所の外交代表機関又は領事部若しくは移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は、却下の理由及び却下の決定に対する異議申立ての手順並びにロシア連邦の領域内における当該者及びその家族の法的地位に関する説明を記載した通告を、却下に関する決定を受領してから3業務日以内に当該者に対して手交又は送付する。

- 3 この連邦法第4条第1項第2号に基づいて国境警備機関に申請を提出し、本審査の却下に関する通告を受領した者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、却下の通告を受領した日から3業務日以内にロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。
- 4 この連邦法第4条第1項第3号に基づいて国境警備機関、内務に関するロシア連邦の行政機関の地方機関又は移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に申請を提出し、本審査の却下に関する通告を受領した者のうち、この連邦法第10条の規定に基づいて本審査の却下の決定に対する異議申立権を行使しない者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、却下の通告を受領した日から1か月以内にロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。
- 5 この連邦法第4条第1項第4号に基づいて国境警備機関に申請を提出し、本審査の却下に関する通告を受領した者のうち、この連邦法第10条の規定に基づいて本審査の却下の決定に対する異議申立権を行使しない者は、ロシア連邦の領域に滞在する他の法的根拠がある場合を除き、受領から1か月以内に、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に基づいてロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。

第6条 所見の交付を受けた者の権利及び義務

- 1 家族とともに到着し、所見の交付を受けた者の権利は以下のとおりである。
 - (1) 通訳役務の提供を受けること、難民認定の手順、自らの権利及び義務並びに本条に関連するその他の情報の提供を受けること。
 - (2) ロシア連邦政府の定める手順に従い、滞在場所までの交通及び荷物の輸送に関する協力を受けること。
 - (3) ロシア連邦政府の定める手順及び金額に従い、家族の各構成員1人につき100ルーブル以上の一時金銭補助を受けること。
 - (4) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関によって一時滞在センターへの移送を受けること。
 - (5) 当該者の安全を確保するため、一時滞在センターへの移送中、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関及び（又は）内務に関するロシア連邦の行政機関の地方機関の代表者の同伴を得ること並びに内務に関するロシア連邦の行政機関の地方機関の代表者によって警護を受けること。
 - (6) ロシア連邦政府の定める手順に従い、一時収容場所又は一時滞在センターにおいて給食を受けること及び通信役務を利用すること。
 - (7) この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、医

療及び医薬品の援助を受けること。

(8) この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、一時滞在センターにおける職業講習及び就職斡旋に関する協力を受けること。

(9) 申請の審査中止に関する通知を受けること。

2 家族とともに到着し、所見の交付を受けた者の義務は以下のとおりである。

(1) ロシア連邦憲法、この連邦法、その他の連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクト並びにその他のロシア連邦構成主体の法及び法規範的アクトを遵守すること。

(2) 一時収容場所又は一時滞在センターにおいて、所定の生活規則を遵守すること及び生活規則における衛生上の要求を実行すること。

(3) 医学的認証に必要な強制健康診断を受けること。

医学的認証に必要な強制健康診断を受けることを当該者が拒否した場合は、その法的地位及び家族との法的関係は、連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクトの定めるところによる。

(4) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に対し、難民認定に必要な信頼性のある申告を行うこと。

第7条 本審査

1 本審査は以下のとおり実施する。

(1) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関は、ロシア連邦の領域外に滞在する者に対し、所見の交付が決定された日から2か月以内に連絡を行う。

(2) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は、一時滞在センター又はロシア連邦の領域内における一時滞在施設に滞在する者に対し、所見の交付が決定された日から3か月以内に連絡を行う。

本審査の期間は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関により、3か月を上限として延期されることがある。

2 本審査は、この連邦法第3条の定める手順に基づいて実施する。

3 難民認定又は難民認定の却下に関する決定は、本審査の決定に基づき、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関が行う。

4 難民認定の決定は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関が決定から3業務日以内に手交又は送付する。

5 滞在场所としてロシア連邦の領域外を指定されて滞在している者及びその家族に対する難民認定の決定は、当該者のロシア連邦への入国書類を作成するため、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関が、決定から3業務日以内に申請が提出された場所の外交代表機関又は領事部に送付する。

6 難民認定の決定は、当該者及びその家族に対し、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトの規定する権利を認め及び義務を課す根拠となる。

7 難民に認定された18歳以上の者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関から所定の書式による証明書を交付される。

証明書は、難民認定された者の本人確認書類となる。

難民認定された者の18歳未満の家族に関する情報は、両親のいずれかの証明書に記載する。両親が不在の場合は、後見人又は18歳以上の家族の構成員のうち、18歳未満の家族の構成員の行動、教育及び養育に責任を持つことに同意した者の証明書に記載する。

両親又は保護者が同伴せずロシア連邦の領域内に到着した18歳未満の者が難民認定された場合は、当該者がロシア連邦の領域内で他の法的地位にある場合を除き、証明書を交付される。

証明書は、ロシア連邦の全領域内において有効である。

証明書は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が難民認定された者及びその家族を所定の手続に基づいてロシア連邦の領域内に登録する際の根拠となる。

証明書の記入欄、書式、交付及び回収に関する手順は、ロシア連邦政府が規定する。

8 証明書を受領する際、自らの本人確認書類となるパスポート及び（又は）その他の文書は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に引き渡し、当該機関がこれを保管する。

9 （2012年11月12日連邦法第186号により、2013年1月1日から失効）

10 ロシア連邦の領域外に滞在する者に対して難民認定が却下された場合、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関は却下の決定から5業務日以内に、当該決定を申請が提出された場所の外交代表機関又は領事部に送付する。

ロシア連邦の領域内に滞在する者に対して難民認定が却下された場合、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は、却下の理由及び却下の決定に対する異議申立ての手順並びにロシア連邦の領域内における当該者及びその家族の法的地位に関する説明を記載した通告を、却下の決定から3業務日以内に当該者に対して手交又はその滞在所に送付する。

11 この連邦法第4条第1項第2号に基づいて国境警備機関に申請を行った者が難民認定の却下に関する通告を受領し、かつこの連邦法第10条の規定に基づいて難民認定の却下に関する決定に対して異議申立権を行使しない場合は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、却下の決定を受領した日から1か月以内にロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。

12 この連邦法第4条第1項第3号に基づいて国境警備機関若しくは内務に関するロシア連邦の行政機関の地方機関又は移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に申請を行った者が難民認定の却下に関する通告を受領し、かつこの連邦法第10条の規定に基づいて難民認定の却下に関する決定に対して異議申立権を行使しない場合は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、却下の決定を受領した日から1か月以内にロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。

13 この連邦法第4条第1項第4号に基づいて移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に申請を行った者が難民認定の却下に関する通告を受領し、かつこの連邦法第10条の規定に基づいて難民認定の却下に関する決定に対して異議申立権を行使しない場合は、ロシア連邦の領域内に滞在する他の法的根拠がある場合を除き、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、却下の決定を受領した日から1か月以内にロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。

14 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は、国家的役務を提供する機関、地方自治のための役務を提供する機関、省庁の管轄下にある国家機関及び地方自治体の機関、難民認定された者及びその家族に対して国家的及び

地方自治のための役務を提供することに関連する団体からの照会に対し、難民認定された者及びその家族に関する情報を電子的な形式を含めて提供する。

第8条 難民認定された者の権利及び義務

1 家族とともに到着し、難民認定された者の権利は以下のとおりである。

- (1) 通訳役務の提供を受けること、自らの権利及び義務並びに本条に関連するその他の情報の提供を受けること。
- (2) 当該者がロシア連邦の領域外に滞在している場合は、ロシア連邦の領域内に入域するための書類の作成に関する協力を受けること。
- (3) ロシア連邦政府の定める手順に従い、滞在場所までの交通及び荷物の輸送に関する協力を受けること。
- (4) ロシア連邦政府の定める手順に従い、新しい滞在場所に向けて出発するまでの間、一時収容場所において給食を受けること及び通信役務を利用すること。
- (5) 当該者の安全を確保するため、一時滞在センターにおいて内務に関するロシア連邦の行政機関の地方機関の代表者警護を受けること。
- (6) 適当な権限を有する連邦行政機関の定める手順に基づき、一時移住用予備住宅の居室を利用すること。

難民認定された者及びその家族がその他の住居を購入し、支給され、及び借り入れた場合は、一時移住用予備住宅の居室を利用する権利は失効する。

- (7) ロシア連邦の締結した国際条約で別に定められた場合を除き、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、ロシア連邦市民と同等の医療及び医薬品の援助を受けること。
- (8) ロシア連邦の法令及びロシア連邦の締結した国際条約で別に定められた場合を除き、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、ロシア連邦市民と同等の職業講習及び就職斡旋に関する協力を受けること。
- (9) ロシア連邦の法令及びロシア連邦の締結した国際条約で別に定められた場合を除き、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、ロシア連邦市民と同等の雇用による労働及び企業活動を行うこと。
- (10) ロシア連邦の法令及びロシア連邦の締結した国際条約で別に定められた場合を除き、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、社会保障を含むロシア連邦市民と同等の社会的保護を受けること。
- (11) ロシア連邦の法令で別に定められた場合を除き、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクトに従い、難民認定された者の子の養育に関して、国立又は地方自治体の就学前教育施設、一般教育施設、職業教育施設及び高等教育施設においてロシア連邦市民と同等の援助を受けること。
- (12) 難民認定された者の親族で、当該者が市民権を有する国家に居住している者に関する情報を得る際、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の協力を受けること。
- (13) 難民認定された者及びその家族がロシア連邦の領域内に入出域する際の通行書類の作成に関する相談を、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が、当該者の滞在場所において受け付けること。

(この段落は2012年11月12日連邦法第186号により、2013年1月1日から失効)
通行書類は、電子的形式では交付しない。

- (14) ロシア連邦の法令及びロシア連邦の締結した国際条約に基づいてロシア連邦の領域内における永住権又はロシア連邦の市民権を取得する権利の申請に関する相談を受け付けること。
- (15) ロシア連邦の法令及びロシア連邦の締結した国際条約で別に定められた場合を除き、ロシア連邦市民と同等に社会的活動に参加すること。
- (16) 自らの市民権が属する国家(自らが従来定住していた場所)に自発的に帰還すること。
- (17) 他国で居住するために出国すること。
- (18) ロシア連邦の法令、ロシア連邦の締結した国際条約及びロシア連邦構成主体の法令で定めるその他の権利を行使すること。

2 家族とともに到着し、難民認定された者の義務は以下のとおりである。

- (1) ロシア連邦憲法、この連邦法、その他の連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクト並びにその他のロシア連邦構成主体の法及び法規範的アクトを遵守すること。
- (2) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関の指定する一時滞在センター又はその他の滞在場所に適時に到着すること。
- (3) 一時収容場所又は一時滞在センターにおいて、所定の生活規則を遵守すること及び生活規則における衛生上の要求を実行すること。
- (4) 姓、名、家族の構成及びその状態の変化並びにロシア連邦市民権の取得又は外国市民権の取得若しくはロシア連邦の領域内における永住権の取得に関して、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関に対して7日以内に申告すること。
- (5) ロシア連邦の領域内において滞在場所を変更し、又は居住場所をロシア連邦の領域外に移そうとする者はその旨を申告すること。
- (6) 滞在場所を変更した場合は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関における登録を取り消し、新たな滞在場所に到着してから7日以内に移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に登録を行うこと。

(この段落は2006年7月18日連邦法第121号により失効)

- (7) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の定める期限までに登録を1年半に1回以上更新すること。

第8.1条 通行書類

- 1 難民認定された者、当該者とともに到着した家族及び当該者が後見人又は補佐人を務める者については、ロシア連邦の領域外への出域及びロシア連邦の領域内への入域の際、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関が通行書類を交付する。

2013年1月1日以降、通行書類の交付申請があった場合は、電子的記憶媒体の形式で通行書類を交付する。

通行書類は、その所持者がロシア連邦の領域外へ出域する際及びロシア連邦の領域内に入域する際の本人確認書類となる。

通行書類の正本は書面の形式とし、その所持者の個人情報(姓、名、父称(ある場合)、出生年月日及び出生地、性別、国籍、通行書類の交付日及び失効日並びに通行書類を交付した機関のロシア語の文字及びラテン文字における名称)及び生物学的情報(当該者の顔面及び所定の指の指紋を撮影した電子的画像)を保存するために電子的記憶媒体も

使用する。

通行書類の有効期間は5年間である。

通行書類の書式及び記入形式、通行書類の形態及び交付、政府及び地方自治体の統一行政サービス窓口を含む情報通信技術を使用した電子的書式による通行書類の交付申請及びその交付の手順は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が定める。

2 通行書類を作成する際、難民認定された者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に以下の資料を提示する。

(1) 申請書2通

(2) 難民認定された者の子の出生に関する証明（ある場合）及び（又は）難民認定された者がその後見人又は補佐人を務める者の法的に正当な代理人としての権利を有することを証明する書類若しくは公証人役場で認証を受けた当該書類の写し

3 政府及び地方自治体の統一行政サービス窓口を含む情報通信技術を使用した電子的書式によって本条第2項第1号に規定する通行書類の交付申請を提出する場合は、難民認定された者又は交付申請の該当者のデジタル写真をコンピュータファイルの形式で申請書とともに送付する。当該デジタル写真及びコンピュータファイルの要件は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が、個人情報の保護に関して権限を有するロシア連邦の行政機関の同意に基づいて定める。

難民認定された者に通行書類を交付する際、その一部を構成する電子的記憶媒体に記録するための個人の生物学的情報を取得するため、通行書類の交付申請を行った難民認定された者又は交付申請の該当者については、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関がデジタル写真を撮影する。18歳以上の者については、所定の指の指紋スキャンも行う。

難民認定された者又はその家族の所定の指の指紋スキャンを行うことが不可能な場合は、当該者の他の指の指紋スキャンを行う。

顔面及び所定の指の指紋を撮影した電子的画像に関する要件は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が、情報技術の分野における国家政策及び法規的規制を策定及び実施するロシア連邦の行政機関及び個人情報の保護に関して権限を有するロシア連邦の行政機関の同意に基づいて規定する。

移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関は、ロシア連邦の法令に基づき、難民認定された者のうち通行書類の交付を申請した者又は交付申請の該当者の個人情報、通行書類の作成及び交付に必要な範囲内で処理する。

4 通行書類は、その交付申請が提出された日から3か月以内に作成しなければならない。

通行書類の交付申請の提出日とは、この条の第2項及び第3項に基づいて適切に作成された書類が提出された日をいう。

移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に対し、電子的文書の形式で通行書類の交付申請を送付する際は、難民認定された者のうち、政府及び地方自治体の統一行政サービス窓口を含む情報通信技術を使用して通行書類の交付を申請した者又は交付申請の該当者に対し、申請の受理又は本条の第2項及び第3項に基づいて書類が適切に作成及び提出されていないことを理由とする申請の却下に関する電子メールを当該申請が到着した日の翌業務日に送信する。

難民認定された者のうち、政府及び地方自治体の統一行政サービス窓口を含む情報通

信技術を使用して通行書類の交付を申請した者又は交付申請の該当者は、当該申請を行ってから15日以内に移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に出頭し、デジタル写真の撮影及び指紋のスキャン並びに本条の第2項及び第3項に基づいて適切に作成された書類を提示しなければならない。

- 5 難民認定された者のうち通行書類の交付を申請した者又は交付申請の該当者がロシア連邦の領域外に出域することを制限するロシア連邦の法令に該当する事情があった場合又は難民認定された者の18歳未満の家族の構成員がロシア連邦の領域外に出域することに関して両親のうちいずれかが同意しなかった場合は、通行書類は交付されない。難民認定された者のうち通行書類の交付を申請した者又は交付申請の該当者に対しては通行書類の交付却下の理由に関する通告が送付される。

通行書類の交付却下の理由が存在しなくなった場合には、通行書類の発行に関する新たな通告が送付される。

- 6 難民認定された者及び（又は）当該者とともに到着したその家族がロシア連邦の領域外への出域を制限される場合は以下のとおりである。
- (1) 刑事訴訟に関するロシア連邦の法令に基づいて容疑者又は被告となっている場合は、その判決が出るまで又は判決が失効するまで
 - (2) 裁判所の課した義務を履行していない場合は、当該義務を履行するまで又は当事者間で合意するまで
 - (3) ロシア連邦の領域外への出域に関する書類を作成した際、自らについて明らかに虚偽の申告を行った場合は、当該書類を作成した機関が当該問題を、1か月を上限として解決するまで

- 7 難民認定された者の18歳未満の家族の構成員がロシア連邦の領域外に出域することに関して、両親、養父母、後見人又は補佐人が不同意を表明した場合は、当該家族の構成員のロシア連邦の領域外への出域の可否に関する問題は裁判手続によって解決する。

難民認定された者の18歳未満の家族の構成員がロシア連邦の領域外に出域することに関して不同意を表明する手続は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が定める。

- 8 以下の行為は認めない。

- (1) 以前交付された通行書類を所有者が紛失し、その有効期限内に新たに通行書類を作成すること。
- (2) 以前交付された通行書類の有効期限内に当該書類を回収することなく新たに通行書類を交付すること。

- 9 難民認定された者のロシア連邦の領域外への出域がロシア連邦の法令の規定を根拠として制限されている場合、適当な権限を有する機関は当該者の通行書類を没収し、当該通行書類を交付した移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に送付する。

難民資格が失効した者及び難民資格を取り消された者の通行書類、損傷した通行書類並びに通行書類の作成及び交付の手続に違反して交付された通行書類についても没収する。

- 10 この連邦法の規定に基づく通行書類の没収は、裁判所、ロシア連邦捜査委員会の捜査機関、内務機関、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関及びその地方機関、国境警備機関、外交代表機関又は領事部が実施する。

11 通行書類を交付する際は、税及び徴税に関するロシア連邦の法令で定める額及び手続に基づいて政府に手数料を支払う。

第9条 難民資格の失効及び難民資格の取消し

1 以下の場合、難民資格は失効する。

- (1) ロシア連邦の領域内における永住権を認める決定を受け、又はロシア連邦の市民権を取得した場合
- (2) 自らの市民権が属する国家の保護を再び自発的に受けた場合
- (3) 市民権をはく奪されたものの、再び自発的に取得した場合
- (4) 外国の市民権を取得し、又は自らが新たに市民権を取得した国家の保護を受ける場合
- (5) この連邦法第1条第1項第1号に定める事情の結果として出国又は領域外における滞在を余儀なくされた国家に再度自発的に帰還する場合
- (6) この連邦法第1条第1項第1号に定める事情の結果として出国を余儀なくされた国家において当該事情が存在しなくなり、当該国の保護を拒否する正当性が認められない場合
- (7) 明確な市民権を有さず、従来 of 定住場所に帰還することができ、当該国にこの連邦法第1条第1項第1号に定める事情が存在しなくなった場合

2 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関及びその地方機関は、以下の場合、難民認定を取り消す。

- (1) ロシア連邦の領域内において犯罪を行ったとして裁判所から有罪判決を受け、刑が確定した場合
- (2) 明らかに虚偽の申告を行った場合、難民認定の根拠として偽造書類を提示した場合又はこの連邦法の規定に関するその他の違反があった場合
- (3) 麻薬、向精神物質及びそれらの前駆物質並びにこれらを含む植物及び当該植物の一部の流通に関する行政規則違反によって行政責任を問われた場合

3 難民資格の失効又は取消しに関する通告は、その理由及びこれに対する異議申立ての手順とともに、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関及びその地方機関が決定から3業務日以内に当該者に対して手交又は送付する。

4 難民資格が失効し、又は取り消された場合は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関及びその地方機関が証明書を交付し、難民資格が有効でないことを移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関が認定する。

5 この条の第1項並びに第2項第2号及び第3号に規定する事情で難民資格が失効した者又は難民資格を取り消された者のうち、この連邦法の第10条に規定する難民資格の失効又は取消しに関する異議申立ての権利を行使せず、ロシア連邦の領域内に滞在するその他の法的根拠を有さない者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、難民資格の失効又は取消しに関する通告を受領した日から1か月以内にロシア連邦の領域からその家族とともに退去しなければならない。

5.1 (2012年3月1日連邦法第18号により、失効)

6 この条の第1項並びに第2項第2号及び第3号に規定する事情で難民資格が失効した者又は難民資格を取り消された者及びその家族は、ロシア連邦の領域内に滞在する他の

法的根拠がある場合を除き、一時移住用予備住宅に居住する権利を喪失する。

この条の第2項第1号に定める事情により難民認定の取消しを受けた者の家族は一時移住用予備住宅に居住する権利を有する。

第10条 人権の保障

- 1 難民申請者、難民認定された者、難民資格が失効した者又は難民資格を取り消された者は、その市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）においてこの連邦法の第1条第1項第1号に定める事情が継続している限り、本人の意思に反して当該国に送還されない。
- 2 この連邦法の実施に関連する連邦政府の行政機関、連邦構成主体政府の行政機関、地方自治体の機関及び公務員の決定及び作為（不作為）については、その上位機関又は裁判所に対して異議申立てを行うことができる。
- 3 異議申立ての提出は、以下の期限を超えてはならない。
 - (1) 決定の採択に関する通告を当該者が書面で受領した場合は、受領日から1か月以内とする。当該者が回答を書面で受領しなかった場合は、1か月の異議申立期間が終了した日から1か月以内とする。
 - (2) 難民認定が却下された場合は、その事実が申請者に対して明らかとなった日から3か月以内とする。
- 4 異議申立てに関する決定が採択されるまで、異議申立てを行った者及びその家族の構成員は、その時点における当該者の法的地位に反しない限りにおいて、この連邦法第6条及び第8条に定める権利を有し、義務を履行する。
- 5 本審査の却下又は難民認定の却下に関する通告を受領した者又はこの連邦法第9条第1項及び第2項第2号の規定に基づいて難民資格の失効又は難民資格の取消しに関する通告を受領した者のうち、本審査の却下又は難民認定の却下若しくは本条の規定に基づく難民資格の失効又は難民資格の取消しに関する決定に対して異議申立ての権利を行使した者は、ロシア連邦の領域内に滞在する他の法的根拠がある場合を除き、異議申立ての却下に関する通告を受領した日から3業務日以内にその家族の構成員とともにロシア連邦の領域内から退去しなければならない。

第11条 一時移住用予備住宅

- 1 一時移住用予備住宅は難民認定された者及びその家族の構成員のうち、ロシア連邦の領域内に住宅を保有しない者の居住を用途とするものである。一時移住用予備住宅には、戸建住宅、集合住宅、寮その他の居住施設が含まれる。
- 2 一時移住用予備住宅を構成する居住用家屋の建設（取得）、運用及び利用並びに運営管理は、ロシア連邦政府の定める手続に従って実施する。

移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関が難民認定された者及びその家族の構成員の一時的な移住用として借り上げた居住用家屋を利用する際は、その所有者と契約を結ぶ。
- 3 一時移住用予備住宅の建設は、ロシア連邦の支出義務⁽⁴⁾である。

賃貸住宅を除く一時移住用予備住宅は、連邦資産である。
- 4 一時移住用予備住宅に含まれる居住用家屋は、移民の分野における管理及び監視に関

(4) ロシア連邦の支出義務（Расходное обязательство Российской Федерации）は、ロシア連邦政府の機関が連邦構成主体に関わる事業を実施する際、法律その他の法令によって定められた場合等に発生する義務であり、当該事業に対して連邦政府の予算が支出される。ロシア連邦予算法典第84条で規定されている。

して権限を有する連邦行政機関の地方機関が定める手続方法に基づいて提供される。

- 5 一時移住用予備住宅に含まれる居住用家屋は、私有化し、交換し、予約し、及び譲渡することは出来ない。当該居住用家屋に居住する者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の許可がある場合を除き、その敷地を分割すること及び臨時の居住者を入居させることを認められない。

第 12 条 外国市民又は無国籍者に対する一時避難の提供

- 1 外国市民又は無国籍者に対する一時避難の提供は、ロシア連邦政府の定める手続に従って実施する。

外国市民又は無国籍者に対する一時避難の提供に関する決定は、外国市民又は無国籍者がロシア連邦の領域内における一時避難の提供の可能性に関する請願を届け出た場所の移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関が実施する。

届出は、電子的文書の形態で行うことはできない。

- 2 外国市民又は無国籍者は、以下の場合に一時避難の提供を受ける。

(1) 難民認定を受ける根拠があるものの、ロシア連邦の領域内における一時避難の提供の可能性に関する請願のみを書面で届け出た場合

(2) この連邦法の規定する難民認定の根拠となる事情が存在しないものの、人道的見地からロシア連邦の領域外に立ち退かせること（強制移送すること）ができない場合

- 3 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は、一時避難の提供を受ける者のうち、医学的認証に必要な強制健康診断を受けた者に対して所見を交付する。

所見は、当該者がロシア連邦の領域内に合法的に滞在し、到着した場所に所在する移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に所定の基準に従って自らを登録する際の根拠となる。

所見は、電子的形式では交付しない。

所見の記入欄、書式、交付及び回収に関する手順は、適当な権限を有する連邦政府の行政機関が規定する。

所見を受領する際は、一時避難の提供を受ける者の本人確認書類となるパスポート及び（又は）その他の文書は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に引き渡し、当該機関がこれを保管する。

- 4 一時避難を提供される者の法的地位は、この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクト並びにロシア連邦構成主体の法律及び法規範的アクトに基づいて規定される。

一時避難を提供される者は、本人の意思に反してその市民権が属する国家（自らが従来定住していた場所）に送還されない。

一時避難を提供される者に対しては、この連邦法第 6 条第 1 項に定める一時金銭補助は行わない。

- 5 以下の場合、一時避難は失効する。

(1) 一時避難を提供する根拠であった事情が存在しなくなった場合

(2) ロシア連邦における永住権、ロシア連邦の市民権又は他の国家の市民権を取得した場合

(3) ロシア連邦の領域外にある居住地に向けて出国した場合

6 以下の場合、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関は一時避難を取り消す。

- (1) ロシア連邦の領域内において犯罪を行ったとして裁判所から有罪判決を受け、刑が確定した場合
- (2) 明らかに虚偽の申告を行った場合、一時避難の提供の根拠として偽造書類を提示した場合又はこの連邦法の規定に関するその他の違反があった場合
- (3) 麻薬、向精神物質及びそれらの前駆物質並びにこれらを含む植物及び当該植物の一部の流通に関する行政規則違反によって行政責任を問われた場合

7 この条の第5項並びに第6項第2号及び第3号に規定する事情で難民資格が失効した者又は難民資格を取り消された者のうち、ロシア連邦の領域内に滞在するその他の法的根拠を有さない者は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関の勧告に従い、1か月以内にロシア連邦の領域から退去しなければならない。

8 (2012年3月1日連邦法第18号により、失効)

第13条 ロシア連邦の領域外への退去処分（強制移送）

- 1 本審査に関する申請の却下、難民認定の却下又は難民資格の失効若しくは取消しに関する通知を受領した者のうち、異議申立てに関する権利を行使せず、自発的な退去にも応じない者は、この連邦法、その他の連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクト及びロシア連邦の締結した国際条約に従い、その家族とともにロシア連邦の領域外へ退去処分（強制移送）される。
- 2 本審査に関する申請の却下、難民認定の却下又は難民資格の失効若しくは取消しに対して異議申立てを行い、当該申立ての却下に関する通知を受領した者のうち、ロシア連邦の領域内に滞在する他の法的根拠を有さず、自発的な退去にも応じない者は、この連邦法、その他の連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクト及びロシア連邦の締結した国際条約に従い、その家族とともにロシア連邦の領域外へ退去処分（強制移送）される。
- 3 ロシア連邦の領域内で犯罪を行い、有罪判決を受けたことをもって難民資格又は一時避難資格を取り消された者は、ロシア連邦の締結した国際条約でその他の手順が規定されている場合を除き、刑期の満了後にロシア連邦の領域外へ退去処分（強制移送）される。
- 4 この連邦法第12条第5項及び第6項第2号に定める事情により、一時避難資格が失効した者又は取り消された者のうち、ロシア連邦の領域内に滞在する他の法的根拠を有さず、自発的な退去にも応じない者は、この連邦法、その他の連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクト及びロシア連邦の締結した国際条約に従い、その家族とともにロシア連邦の領域外へ退去処分（強制移送）される。
- 5 ロシア連邦の領域外への退去処分（強制移送）は、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関が内務に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関と協力して実施する。

第14条 ロシア連邦構成主体への人の割当て及びロシア連邦の領域に大量の人が緊急に到着した際の受入れ

- 1 難民認定された者又は一時避難を提供された者の割当ては、ロシア連邦政府が毎年規定する各連邦構成主体への割当枠に従って実施する。
- 2 ロシア連邦の領域に大量の対象者が緊急に到着し、この連邦法第1条第1項第1号に定める事情により、難民認定又は一時避難の提供を申請した場合は、当該者の滞り場所

及び収容環境はロシア連邦政府が決定する。

第 15 条 人の受入れ、移動及び居住並びにロシア連邦の領域外への退去処分（強制移送）に関する費用の財政手当

1 難民申請者、難民認定された者及びそれらの家族の受入れ、移動及び居住に関する施策並びにこの連邦法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定に基づいて一時避難の提供を受ける者の受入れは、ロシア連邦の支出義務である。

不可抗力により移住者となるロシア連邦市民⁽⁵⁾に認められる社会的権利及び保障と同等の社会的権利及び保障を難民認定された者に提供することは、ロシア連邦市民に対する社会的権利及び保障の提供に関する管轄範囲に応じて、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体の支出義務となる。

ロシア連邦構成主体政府の機関及び地方自治体の機関は、難民認定された者の居住及び住環境整備に係る協力についての支出義務をそれぞれ独自に規定する権限を有する。

2 本審査に関する申請の却下、難民認定の却下又は難民資格の失効若しくは取消しに関する通知を受領した者及びその家族並びに一時避難資格が失効した者又は一時避難資格を取り消された者のロシア連邦の領域外への退去処分（強制移送）に関する支出への財政手当は、2002 年 7 月 25 日連邦法第 115 号「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」の規定する手順に従って実施する。

第 16 条（2004 年 8 月 22 日連邦法第 122 号により削除）

第 17 条 この連邦法の実施に関する連邦政府の行政機関及びその地方機関の権限

1 連邦政府の行政機関は以下のことを行う。

(1) この連邦法、その他の連邦法及びその他のロシア連邦の法規範的アクト並びにロシア連邦構成主体の法律及び法規範的アクトに基づき、難民申請者、難民認定された者及びその家族の権利保護に関する問題並びに当該者及び一時避難の提供を受ける者の受入れ、居住及び受容に関する問題に係る連邦地域プログラムの策定に関してロシア連邦構成主体政府の行政機関と連携すること。

(2) 難民申請者、難民認定された者及びその家族並びに一時避難の提供を受ける者の受入れ、居住及び受容に関する問題について地方自治体の機関と連携すること。

(3) 難民申請者、難民認定された者及びその家族並びに一時避難の提供を受ける者に対する支援業務において社会的団体及びその他の組織と連携すること並びに難民問題に関与する社会的団体の権利及び法的利益が遵守されるよう保障すること。

2 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関は以下のことを行う。

(1) 自らの地方機関の活動を統制し、この連邦法に違反する事案が明らかになった場合においてその解決を検討すること。

(2) 難民申請者、難民認定された者、一時避難の提供を請願する者及び一時避難の提供を受ける者並びに当該者とともに入国した家族の構成員の登録を行うこと。この連邦法の規定に基づいて当該者に対して交付された書類の登録を行うこと。当該書類には、国家移民登録情報システムの電子的情報媒体を含む。国家移民登録情報システムに記載された個人情報⁽⁵⁾の保存及び利用に関する条件は、ロシア連邦の法令で規定する手順

(5) 「不可抗力により移住者となるロシア連邦市民」とは、1993 年 2 月 19 日連邦法第 4530-1 号「不可抗力による移住者について」によって規定される概念であり、一般にいう国内難民を指す。同法によると、人種、民族、信教、言語、所属する社会集団及び政治的信条等によって迫害を受けているロシア連邦市民が「不可抗力による移住者」と規定されている。詳しくは本号解説記事の第 1 章第 1 節を参照。

に従う。

- (3) 所定の手順に基づき、難民申請者の市民権が属する国家（従来定住していた場所）における政治的、社会的、経済的及び疫学的状況に関する情報、外国政府のパスポート及び査証制度の変更に関する情報並びに外国市民及び無国籍者のロシア連邦の領域内における滞在手続に関する情報を入手し、自らの地方機関に対して伝達すること。
- (4) 難民申請者の情報を検証するため、組織的及び法的形態並びに責任の形式を問わず、任意の自然人、法人、機関及び組織から無償で必要な情報を得ること。ただし、ロシア連邦法及びロシア連邦のその他の法規範的アクトにより、当該情報の入手に関して別の定めがある場合は除く。
- (5) 18歳未満の難民申請者又は難民認定された者のうち、両親又は後見人を伴わずにロシア連邦の領域内に到着した者について、その両親若しくは他の親族又は後見人の有無及び居住地に関する情報を入手するために協力すること。
- (6) 所定の手順に基づき、ロシア連邦の情報通信システムを利用すること。
- (7) この連邦法、その他の連邦法、その他のロシア連邦の法規範的アクト及びロシア連邦の締結した国際条約に従い、人をロシア連邦の領域外に退去処分（強制移送）すること。

3 2003年6月30日連邦法第86号により削除。

4 内務に関する連邦行政機関及びその地方機関は以下のことを行う。

- (1) この連邦法第4条第1項第3号に規定する事情でロシア連邦の領域内に到着した者の申請については、所定の手順に基づき、申請を受領した日から3業務日以内に移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に送付する。
- (2) 2012年11月12日連邦法第186号により削除。
- (3) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関の要請に対し、この連邦法第2条及び第5条の規定する事情が存在したことを示す情報を自らの権限の範囲内において提供すること。
- (4) 難民申請者又は難民認定された者がロシア連邦の領域内で犯罪を行った事実を、移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に対して2週間以内に通知すること。

(5)-(6) (2006年7月18日連邦法第121号により、失効)

5 公安に関する連邦行政機関⁽⁶⁾及びその国境警備機関は以下のことを行う。

- (1) ロシア連邦の領域内に入域し、ロシア連邦の領域内に滞在し、ロシア連邦の領域から出域する者について防諜を確保すること。
- (2) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関の要請に対し、当該者にこの連邦法第2条及び第5条の規定する事情が存在したことを示す情報を、自らの権限の範囲内において2週間以内に提供すること。
- (3) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関に対し、ロシア連邦の領域内に到着した者に関するこの連邦法第4条第1項第2号の規定する事情に関する申請を、当該者がロシア連邦の国境を通過してから3業務日以内に所定の手順に従って送付すること。
- (4) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関に対し、ロシ

(6) ロシア連邦保安庁（FSB）を指す。

ア連邦の領域内に到着した者に関するこの連邦法第4条第1項第2号の規定する事情に関する申請を、当該者の申請を受領してから3業務日以内に所定の手順に従って送付すること。

- (5) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関の要請に対し、ロシア連邦の領域内に滞在する者にこの連邦法第4条第1項第2号及び第3号の規定する事情が存在したことを示す情報及び受領した申請書を所定の手順に従って3業務日以内に送付すること。

6 保健に関する連邦行政機関⁽⁷⁾は以下のことを行う。

- (1) この連邦法第6条第1項第7号及び第8条第1項第7号に基づく医療及び医薬品の援助の提供に関する手順を規定すること。
- (2) 一時収容場所及び一時滞在センターにおける疫学的管理を保障すること。
- (3) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に対し、一時収容場所及び一時滞在センターにおける疫学的状況を所定の手順に従って送付すること。

7 労働及び社会的発展に関する連邦行政機関⁽⁸⁾は以下のことを行う。

- (1) 難民申請者及び難民認定された者に対し、この連邦法第6条第1項第8号並びに第8条第1項第8号及び第9号の規定に従い、職業講習及び就職斡旋に関する協力を提供すること。
- (2) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に対し、就業に関する情報を所定の手順に従って送付すること。
- (3) 難民認定された者又は両親又は後見人を伴わずにロシア連邦の領域内に到着した18歳未満のうち難民認定された者若しくは後見人を伴わずにロシア連邦の領域内に到着した18歳未満のうちロシア連邦の領域内で他の法的地位にある者について、この連邦法第8条第1項第10号に規定する社会保障の権利を含む社会的保護の分野における権利を保障すること。
- (4) 2004年8月22日連邦法第122号により削除。

8 教育の分野における国家政策及び法規範的規制の策定に関する連邦行政機関⁽⁹⁾は以下のことを行う。

- (1) 難民認定された者及びその家族の構成員並びに両親又は後見人を伴わずにロシア連邦の領域内に到着した18歳未満のうち難民認定された者が教育を受けることに関して、この連邦法第8条第1項第11号の規定に従って協力すること。
- (2) 移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関又はその地方機関に対し、難民認定された者の子の能力、国立又は地方自治体の就学前教育機関、一般教育機関及び職業教育機関における養育状況及び教育状況並びに当該子の職業教育機関及び高等教育機関への進学の可能性に関する情報を、所定の手順に従って送付すること。

9 外務に関する連邦行政機関⁽¹⁰⁾は以下のことを行う。

- (1) 難民認定された者の権利保護の分野における外国政府及び国際機関とのロシア連邦の統一的な政策を実施する環境を保障すること。

(7) ロシア連邦保健省を指す。

(8) ロシア連邦労働・社会発展省を指す。

(9) ロシア連邦教育・科学省を指す。

(10) ロシア連邦外務省を指す。

- (2) 難民認定された者の権利保護の分野に関してロシア連邦が締結した国際条約の履行を監督すること。
 - (3) 難民認定された者及びその家族の構成員がロシア連邦の領域外に滞在している場合において、当該者がロシア連邦の領域内に入域するための書類の作成に関して協力すること。
 - (4) 退去処分（強制移送）の実施を含むこの連邦法の実施に自らの権限の範囲内で協力すること。
- 10 刑の執行に関して権限を有する連邦行政機関⁽¹¹⁾は、ロシア連邦の領域外への強制移送に関する判決の刑期が終了する2か月前までに移民の分野における管理及び監視に関して権限を有する連邦行政機関の地方機関に対し、刑を執行する施設又は機関の所在地及びその釈放について通告する。
- 11 連邦行政機関及びその地方機関は、この連邦法の実施に関するその他の権限を履行する。

第18条 難民問題に関する国際協力

- 1 ロシア連邦は、難民問題を解決するため、外国政府、国連難民高等弁務官事務所その他の国際機関と協力する。

ロシア連邦は、ロシア連邦が締結した国際条約に基づき、外国政府との関係を構築する。

ロシア連邦が締結した国際条約にこの連邦法と異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。

第19条 この連邦法に違反した場合の責任

- 1 ロシア連邦の政府機関、ロシア連邦構成主体の機関及び地方自治体の機関の全ての職員並びにロシア連邦市民がこの連邦法に違反した場合は、ロシア連邦の法令に基づいて責任を問われる。

ロシア連邦大統領

B. エリツィン

モスクワ市、ロシア連邦政府庁舎

1993年2月19日

4528-1号

(こいずみ ゆう)

(11) ロシア連邦刑執行庁を指す。